いわゆる「血液クレンジング騒動」に対する当学会の考えを表明

日本医療・環境オゾン学会 事務局 中室克彦

10 月半ばから SNS を中心に芸能人発信のいわゆる「血液クレンジング騒動」が始まり、そこには、いまだに「ドロドロの血液を体外に取り出し、オゾンで洗浄してサラサラの血液に」のオゾン療法とは全く異なる造語が独り歩きしている。芸能人を使って宣伝行為をするステルスマーケティング問題にまで広がりを見せるなか、11 月 6 日には衆議院厚生労働委員会において立憲民主党の衆議院議員、尾辻かな子氏が厚生労働省に質問する事態となった、当学会においては、すでに 10 年前に「血液クレンジング騒動」が起こり、学会(当時は研究会)の名のもと「血液クレンジング」は、「オゾン療法」とは全く異なるものであることを以下のような「正しいオゾン療法を普及するために!!」注)として表明した。今回、SNS を通じて「血液クレンジング騒動」が全国に拡散し、国会でも取り上げられた。日本医療・環境オゾン学会としては会長が緊急理事会を招集し、多数の理事の賛同を得て、学会員の皆様にあてた下記の声明文「日本医療環境オゾン学会会員の皆様へ」を全会員宛に mail 送信するとともに、衆議院厚生労働委員会で参考人として答弁された医政局長あてに声明文を郵送した。

上述のような使われ方をしている「血液クレンジング療法」および「血液クレンジング」なる造語が 商標登録(経済産業省特許庁管轄)されていること自体が不思議であるが、ここでは参考のため特許庁 の商標登録検索から得られた情報を下記に記しておく。

最後に、日本医療・環境オゾン学会の会員諸氏におかれては、学会の声明に従い、ホームページや患者様に「オゾン療法」を説明するにあたっては、いっさい「血液クレンジング療法」および「血液クレンジング」の文言を使用しないようお願いする。

注) 神力就子 中室克彦、正しいオゾン療法を普及するために!!、日本医療・環境オゾン研究会、 14(4)83-84(2007)

正しいオゾン療法を普及するために!!

最近の新聞に「よくこれで出版したよな中身の本」という川柳が載っていた。私どもオゾン療法研究者としては同じ気持を伊藤壱裕著「8才 美しいカラダになる」(PHP 研究所)という本に持った。私どもは食物などによるアンチエイジングの専門家ではないので、本論の部分はさておき、本のプロローグの前に駆け込みで付け足したような「オゾン療法の紹介らしき、ふざけた文章4頁」を問題にしている。これはオゾン療法の科学に大きな誤解を与えるものである。

まず、氏のホームページにオゾン療法なるものが掲載されていることが今年4月判明した。これは当研究会の会員でもある(有)オソノサン・ジャパンのホームページの主要部分を無断コピーし、掲載したもので、同社から抗議され、自身のホームベージを消去するとのことであったが、ウェブサイトからオゾン療法を検索すれば、依然、使用されている。その中でオゾン療法を説明するのに、医学や科学が良く理解出来ない人々に「ふざけた説明」をしていた。これはそのまま、上掲の本の中身と主旨においてほぼ同様のものである。この点を当研究会理事会が重要事項として問題にし、2007年4月に直接口頭で、氏に注意を勧告。8月に文書で1.現在の本の販売の停止。再出版するとしたら上記4頁を削除すること、2.「血液クレンジング」なる造語はオゾン療法に該当しないので使用を中止すること、などを勧告し、種々の経処置もあるため「話し合い」を申し入れた。これに対する氏の対応は「当研究会を退会する」という一方的な連絡であった。運営委員会では2回にわたりこの件を十分議論し、「研究会の名誉を傷つけ、今後も正しいオゾン療法の普及に障害を起こす恐れがある」ので、退会申入れを受理せず、氏の除名は止むを得ないとの結論に達した。以上が経過である。除名は次回理事会に諮られ、確定されれば総会に報告される。

「ふざけたオゾン療法」の記事はその後も形を変えて、ウェブ上に載っており、また、氏はテレビ出演もし、また講演もするやに聞こえてきている。

本の中から問題点をいくつか紹介する。

『オゾンによる血液クレンジング』はオゾン療法とは全く異なる造語である。

オゾン療法では、オゾン由来の活性種が免疫系細胞を刺激し、種々のサイトカインなどを産生していることは学会報告されていることである。産生サイトカインが免疫力を高め、あるいは産生 NO が血管を拡張するため血流を速め、その結果、病状の改善に寄与しているのがオゾン療法作用機序の一つである。

氏は『動脈血管壁にコレステロールなどの脂質が沈着して、血管が弾力を失って硬くなり、狭くなって・・・狭心症、心筋梗塞、脳出血、脳梗塞などになる可能性もある・・・』と述べ、『血液クレンジングなどを行えば、血管のパイプ掃除ができます。詰まりを取り、血管内腔をつるつるにキレイにしてくれんですよ』と答えている。別の所に『オゾンたっぷりの血液を・・・』という表現があるので、オゾンの有機物破壊力で下水排水管のスライムがとれる可能性を取り違え、そのまま書いていると思える。自家血液療法においては血中にはオゾンは残留しないのであるからこの表現は誤りである。

オゾン療法では静脈血とオゾンを体外で接触させるが、オゾンは数秒で消失し、血中にはオゾンは存在せず、オゾン由来活性種が生成する。これらはすでに述べたようにオゾン療法の効果の源泉(刺激物質)であり、これらが血管内壁を掃除することはない。血液内の有害代謝成分などを透析によって除く腎臓専門分野でも、透析を血液クレンジングとは言わない。以上のことから、『オゾンによる血液クレンジング』は素人を欺く表現といえる。

『血液クレンジングの後は・・・脳と網膜に酸素が行きわたり・・・カラダの活性酸素が減少するなどの効果・・・』とあるが、<u>わずか100 mLの血液処理で、およそ6Lもある身体の血液中酸素量の上昇など軽々しく、推論出来ない。脳梗塞の快復に役立つのはATPなどのエネルギー代謝で、本会報75</u>頁に白鳥先生が解説されており、これは当研究会の重要な研究テーマである。

<u>『カラダの活性酸素が減少するなど・・・』は、「測定の仕方でデータの信憑性もまだ不十分の上、</u> データ数も少なく、まだこのように判断することはできない」と研究会で指摘されている。

4月には私どもの指摘を真摯に受け止めると言いつつ、8月の結論は勝手に行動するということである。ここに、氏の行動によって生じる結果には、日本医療・環境オゾン研究会は一切関係ないことを宣言する。

最近、「ブレスレットで血液さらさら」と宣伝して約24億円を売り上げた詐欺事件が報道された。この時も専門家は「血液さらさら」という表現は医学語には無いと話していた。オゾン療法に関しては、ホームページなどに多くの曖昧表現で患者を誘っているものが見受けられる。当研究会がこれらを容認していないこともこの際、はっきりさせておく。会員各位に、悪貨を駆逐するよう協力をお願いする。私どもは国際的な連帯(2009年8月、江戸川区タワーホール船堀でオゾン療法の国際会議を予定)の中で、難病等の症例研究を続け、多くの症例の検討により治療の統計的な有効性を検証し、この分野の科学者と協力して evidence based medicine を達成していくことを方針に挙げている。今回の事例の経過と結論に関して会員各位のご理解と協力をお願いします。(文責 神力就子 中室克彦)

日本医療・環境オゾン学会 会長 上村晋一

10 月半ばから SNS を中心に始まり、11 月 6 日には衆議院厚生労働委員会では立憲民主党の衆議院議員、尾辻かな子氏が厚生労働省に質問する事態となった、いわゆる「血液クレンジング騒動」について当学会の考えを表明します。

1. 問題になっている「血液クレンジング」という用語について、誇大広告に当たるか当たらない

かは厚労省の判断です。当学会では、学術的に正しい用語ではなく誤解を招く恐れがあるとして以前より問題視しており(参考文献 1))、一切この単語は使用していません。また、芸能人に密かに報酬を払って行うステルスマーケティングに関しては、学会の関与する事項ではなく、医師個人の問題と考えます。

- 2. 次いで、自由診療と未承認の医薬品や医療機器の使用に関する事項です。医師が自由診療を行うにあたり、樽見秀樹医薬・生活衛生局長が「医師の個々の判断に基づき、未承認の医薬品や医療機器を使用することについては、医薬品医療機器等法(薬機法)の規制の対象外なので、薬機法で規制を行うことは困難です」と述べています。したがって私ども医師は、常にわが国日本において専門職を有した医療人としての自律性を発現し医療活動にあたることは論を俟たないと思われます。
- 3. また、科学的根拠(EBM: Evidence-Based Medicine)に関しては、オゾン療法の主な国際組織でドイツが中心となった EUROCOOP(European Cooperation of Medical Ozone Societies)とスペインが中心となった ISCO3(International Scientific Committee of Ozone Therapy)がそれぞれ発表しています。特に当学会主催で2016年9月17、18日に和歌山県太地町で開催したOzone Workshop Japan 2016においてドイツの Renate Viebahn 博士の発表では Oxford EBM センターの分類基準に準じ、オゾン療法(自家血液オゾン療法(MAH): 577名 11200回以上と注腸法療法(RI): 716名 46900回以上)のエビデンスレベルが Ib+IIa であったと報告されました。また、ISCO3ではオゾン療法に関するマドリッド宣言(第2版)として2015年6月にエビデンスに応じたガイドラインを出版しています。ここでのエビデンスレベルもやはり Oxford EBM センターの分類基準に準じています。なお、当学会基礎研究部会の調査によると、PubMed で Ozone-therapyを検索すると2014年1月の段階では303報のヒット数が2019年8月では533報に増えています。オゾン療法におけるキーワードとなる4-HNE(4-ヒドロキシノネナール)、Nrf2(酸化ストレス応答系タンパク)、HO-1(ヘムオキシゲナーゼ-1)などに関する論文もそれぞれ近年飛躍的に増加し、ますますそのメカニズムに関する情報が得られる環境にあります。

当学会会則第3条に「本会はオゾンの疾病治療と予防医学などへの応用、オゾンによる清浄・快適環境の創造、及びオゾン利用の安全性について研究するとともに、会員相互の交流・研修を行い、もって適切なオゾン利用の普及に努めることを目的とする。」と謳ってあります。この3条に謳っていることに邁進できる環境は言うまでもなく、オゾン療法技術の国民皆保険制度への保険収載であります。図らずもオゾンを取りまく環境は、再び混迷を呈していくと思われます。フランスの作家ポールヴァレリーが「湖に浮かべたボートを漕ぐように人は後ろ向きに未来へ入っていく。眼に映るのは過去の風景ばかり、明日の景色は誰も知らない。」と述べたように、未来を予知できないことはどうしようもない事実であります。そういう未来であるからこそ、オゾン療法技術の国民皆保険制度への保険収載という大義のためには、時代の激しい変化に対する受容と対応、そしてアドヒアランスを遵守する関連団体との緩やかな調和が重要であると考えられます。最後にオゾンを通じて知り合えた様々な御縁に心から感謝しつつ、さらに発展すべく今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

参考文献

- 1) 神力就子、中室克彦:正しいオゾン療法を普及するために!!、日本医療・環境オゾン研究会会報、 14(4)83-84(2007). (参考文献 1))
- 2) Renate Viebahn-Hänsler, Olga Sonia León Fernández & Ziad Fahmy,(2016), Ozone in Medicine: Clinical Evaluation and Evidence Classification of the Systemic Ozone Applications, Major Autohemotherapy and Rectal Insufflation, According to the Requirements for Evidence-Based Medicine, Ozone Science & Engineering, 38 (5), 322-345(2016). (参考文献 2))
- 3) 日本医療・環境オゾン学会・基礎研究部会:医療におけるオゾン:低用量オゾンのコンセプトー指針と治療戦略-、医療・環境オゾン学会、21(3)4-23(2014). (参考文献3))
- 4) Renate Viebahn-Hänsler, Olga Sonia León Fernández, and Ziad Fahmy: Ozone in Medicine: The Low-Dose Ozone Concept-Guidelines and Treatment Strategies, *Ozone: Science & Engineering*, 34: 408–424(2012) (参考文献4))
- 5)三浦敏明、中室克彦、神力就子:オゾン療法の作用メカニズム、医療・環境オゾン研究. 25(2)98-113(2018). (参考文献 5))

商標情報

血液クレンジング療法

登録済

登録番号	第 5081021 号			
登録日	2007年10月05日			
出願番号	商願 2006-94838			
出願日	2006年10月11日			
存続期間満了日	2027年10月05日			

権利者情報

権利者 医療法人財団健康院

商品・サービス(指定商品・指定役務)

44類 アンチエイジング医業 アンチエイジング医療情報の提供

存続期間

2027-10-05 残り7年11ヶ月

経過情報

2006年10月19日	認定•付加情報		
2007年05月14日	拒絶理由通知書		
2007年06月25日	代理人受任届		
2007年06月25日	手続補正書		
2007年06月25日	意見書		
2007年06月26日	意見書		
2007年06月27日	認定•付加情報		
2007年07月23日	手続補足書		
2007年07月25日	認定•付加情報		
2007年07月31日	登録査定		
2007年08月17日	ファイル記録事項の閲覧(縦覧) 請求書		
2007年08月27日	出願人名義変更届		
2007年08月31日	登録料納付		
2011年05月19日	ファイル記録事項の閲覧(縦覧) 請求書		
2017年03月08日	願書		
2017年03月08日	職権訂正履歴(書類修正)		
2018年03月29日	ファイル記録事項の閲覧(縦覧) 請求書		

商標情報

血液クレンジング

登録済

登録番号	第 5328971 号			
登録日	2010年06月11日			
出願番号	商願 2009-94140			
出願日	2009年12月11日			
存続期間満了日	2020年06月11日			

権利者情報

権利者 株式会社ファインエイジング

商品・サービス(指定商品・指定役務)

	新聞
16	雑誌
類	定期刊行物
	ニューズレター
41 類	セミナー・シンポジウム・フォーラム・会議・会合・講演
	会・研修会・研究会・討論会・講習会の企画・運営又は
	開催又はこれらに関する情報の提供
	電子出版物の提供
	●説明電気通信回線を通じて(ダウンロードさせ
	ず、ブラウザ上のみ等で閲覧可能な)電子出
	版物を供覧させるサービスが該当します。ダウ
	ンロード版、CD-ROM 版等の電子出版物(第
	9 類「電子出版物」)は、含まれません。
	書籍の制作
44	美容
類	栄養の指導

存続期間

2020-06-11 残り7ヶ月

経過情報

経遺情報			
2009年12月14日	願書		
2010年04月14日	登録査定		
2010年05月20日	登録査定書		
2010年06月01日	設定納付書		
2010年06月04日	登録料納付		
2010年06月11日	登録証		
2012年12月18日	ファイル記録事項の閲覧(縦覧) 請求書		
2015年04月09日	表示変更登録申請書(住所)		
2015年04月17日	移転登録済通知書		
2019年08月06日	本権移転登録申請書(相続· 合併)		
2019年08月15日	移転登録済通知書		